

IP通信網サービス契約約款別冊 (ホスティングサービス)

【現改比較表】 2025年12月8日現在

～2025年12月19日

2025年12月20日～

## 目次

第3章 契約.....	5
第6節 <u>第6種ホスティングサービスに係る契約</u> .....	7
第39条 <u>第6種ホスティング契約の単位</u> .....	7
第40条 <u>第6種ホスティング契約申込みの方法</u> .....	7
第41条 <u>その他の契約内容の変更</u> .....	7
第7節 削除.....	7
第42条 削除.....	7
第43条 削除.....	7
第44条 削除.....	7
第45条 削除.....	7
第8節 第8種ホスティングサービスに係る契約.....	7
第45条の2 第8種ホスティング契約の単位.....	7
第45条の3 第8種ホスティング契約申込みの方法.....	7
第45条の4 第8種ホスティング契約の最低利用期間 .....	7
第45条の5 第8種ホスティング契約に係る仮想専用蓄積装置 への設定等.....	7
第45条の6 第8種ホスティング契約の独自ドメイン名の登録 等.....	8
第45条の7 その他の契約内容の変更.....	8
第4章 通信.....	8

## 目次

第3章 契約.....	5
第6節 <u>削除</u> .....	7
第39条 <u>削除</u> .....	7
第40条 <u>削除</u> .....	7
第41条 <u>削除</u> .....	7
第7節 削除 .....	7
第42条 削除.....	7
第43条 削除.....	7
第44条 削除.....	7
第45条 削除.....	7
第8節 第8種ホスティングサービスに係る契約.....	7
第45条の2 第8種ホスティング契約の単位.....	7
第45条の3 第8種ホスティング契約申込みの方法 .....	7
第45条の4 第8種ホスティング契約の最低利用期間 .....	7
第45条の5 第8種ホスティング契約に係る仮想専用蓄積装置 への設定等.....	7
第45条の6 第8種ホスティング契約の独自ドメイン名の登録 等 .....	8
第45条の7 その他の契約内容の変更 .....	8
第4章 <u>削除</u> .....	8



第1 ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金 .....	<a href="#">34</a>	第1 ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金 .....	<a href="#">27</a>
第2 削除 .....	<a href="#">34</a>	第2 削除 .....	<a href="#">27</a>
第3 削除 .....	<a href="#">34</a>	第3 削除 .....	<a href="#">27</a>
第4 <u>クーポンサービス機能に係る料金</u> .....	<a href="#">34</a>	第4 <u>削除</u> .....	<a href="#">27</a>
第5 <u>ポイント管理機能に係る料金</u> .....	<a href="#">35</a>	第5 <u>削除</u> .....	<a href="#">27</a>
第6 <u>店舗登録・検索機能に係る料金</u> .....	<a href="#">35</a>	第6 <u>削除</u> .....	<a href="#">27</a>
第7 削除 .....	<a href="#">36</a>	第7 削除 .....	<a href="#">27</a>
第8 削除 .....	<a href="#">36</a>	第8 削除 .....	<a href="#">27</a>
第9 支払証明書の発行手数料 .....	<a href="#">36</a>	第9 支払証明書の発行手数料 .....	<a href="#">27</a>

## 第1章 総則

### (用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 第5種ホスティング契約	当社から第5種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
2 第5種ホスティング契約者	当社と第5種ホスティング契約を締結している者
3 第6種ホスティング契約	当社から第6種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
4 第6種ホスティング契約者	当社と第6種ホスティング契約を締結している者
5 第8種ホスティング契約	当社から第8種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
6 第8種ホスティング契約者	当社と第8種ホスティング契約を締結している者
7 ホスティング契約者	第5種ホスティング契約者、第6種ホスティング契約者又は第8種ホスティング契約者
8 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織を示す名称
9 独自ドメイン名	ホスティング契約者に係るドメイン名
10 第6種ホスティング契約者識別番号	第6種ホスティング契約者を識別するための番号であって、第6種ホスティング契約に基づいて第6種ホスティング契約者に割り当てるもの
11 第8種ホスティング契約者識別番号	第8種ホスティング契約者を識別するための番号であって、第8種ホスティング契約に基づいて第8種ホスティング契約者に割り当てるもの

## 第1章 総則

### (用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 第5種ホスティング契約	当社から第5種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
2 第5種ホスティング契約者	当社と第5種ホスティング契約を締結している者
3 第8種ホスティング契約	当社から第8種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
4 第8種ホスティング契約者	当社と第8種ホスティング契約を締結している者
5 ホスティング契約者	第5種ホスティング契約者又は第8種ホスティング契約者
6 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織を示す名称
7 独自ドメイン名	ホスティング契約者に係るドメイン名
8 第8種ホスティング契約者識別番号	第8種ホスティング契約者を識別するための番号であって、第8種ホスティング契約に基づいて第8種ホスティング契約者に割り当てるもの

## 第2章 ホスティングサービスの種類

(ホスティングサービスの種類)

第3条 ホスティングサービスには、次の種類があります。

種類	内容
1 第5種ホスティングサービス	独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積若しくは転送又はホームページに係る情報の蓄積若しくは転送等を行うことができるものであって大容量の記憶装置を利用するIP通信網サービス
2 第6種ホスティングサービス	蓄積装置（第6種ホスティングサービスに係る者のメールアドレス又はホームページにおける情報の蓄積又は転送等を行うために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）を使用して提供するものであって、主として移動無線装置（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に最適な画面表示を行うことができるIP通信網サービス
3 第8種ホスティングサービス	仮想専用蓄積装置を使用して提供するものであってオペレーションシステムにLinuxを利用するIP通信網サービス

## 第2章 ホスティングサービスの種類

(ホスティングサービスの種類)

第3条 ホスティングサービスには、次の種類があります。

種類	内容
1 第5種ホスティングサービス	独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積若しくは転送又はホームページに係る情報の蓄積若しくは転送等を行うことができるものであって大容量の記憶装置を利用するIP通信網サービス
2 第8種ホスティングサービス	仮想専用蓄積装置を使用して提供するものであってオペレーションシステムにLinuxを利用するIP通信網サービス

第3章 契約

第6節 第6種ホスティングサービスに係る契約

(第6種ホスティング契約の単位)

第39条 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の第6種ホスティング契約者識別番号につき1の第6種ホスティング契約を締結します。この場合、第6種ホスティング契約者は、1の第6種ホスティング契約につき1人に限ります。

(第6種ホスティング契約申込みの方法)

第40条 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第6種ホスティング契約の申込みをするときは、申込みの内容を特定するために必要な事項について当社が指定する方法により第6種ホスティング契約の申込みを行っていただきます。

(その他の契約内容の変更)

第41条 当社は、第6種ホスティング契約者から請求があったときは、第40条（第6種ホスティング契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行ないます。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第3章 契約

第6節 削除

第39条 削除

第40条 削除

第41条 削除

第4章 通信

(料金適用上必要な事項の測定等)

第46条 第6種ホスティングサービスに係る接続要求件数及び配信数の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

第4章 削除

第46条 削除

第5章 料金等

(利用料金の支払義務)

第51条 第6種ホスティング契約者は、その契約に基づいて当社がホスティングサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1ヶ月間とします）について、利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用中止等によりホスティングサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、第6種ホスティング契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、第6種ホスティング契約者は、次の場合を除き、ホスティングサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
----	------------

第5章 料金等

第51条 削除

<p><u>1 第6種ホスティング契約者の責めによらない理由により、そのホスティングサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</u></p>	<p><u>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのホスティングサービスについての料金</u></p>
<p><u>2 当社の故意又は重大な過失によりそのホスティングサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</u></p>	<p><u>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのホスティングサービスについての料金</u></p>
<p><u>3 ホスティングサービスの接続休止をしたとき。</u></p>	<p><u>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのホスティングサービスについての料金</u></p>

3 第1項の場合において、第6種ホスティング契約者は、当社が測定した接続要求件数と料金表第1表の規定に基づいて算定した利用料金（料金表第1表に規定する定額利用料の加算額（接続要求件数に係るものに限ります）に限ります。以下次項までにおいて同じとします）の支払いを要します。

4 第6種ホスティング契約者は、利用料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表（料金）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第6種ホスティング契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第51条の2 第51条（利用料金の支払義務）の規定にかかわらず、第6種ホスティング契約者は、その契約に基づいて当社が付加機能（料金表第1表（料金）に規定するショートメッセージ（SMS）配信機能に限ります。以下この条において同じとします）の提供を開始した日からその付加機能の廃止のあった日までの期間について、利用料金（付加機能に係る加算料に限ります。以下この条において同じとします）の支払いを要します。

2 前項の場合において、第6種ホスティング契約者は、当社が測定した配信数と料金表第1表の規定に基づいて算定した利用料金の支払いを要します。

3 第6種ホスティング契約者は、利用料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第6種ホスティング契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

別記

2 第6種ホスティングサービスに係る附帯サービスの提供

(1) 当社は、第6種ホスティング契約者から請求があったときは、次表に掲げる附帯サービスを提供します。この場合、第6種ホスティング契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

区分	内容
クーポンサービス機能	移動無線装置から送出される位置情報等を使用したクーポンの配信又はクーポン使用履歴の取得等を可能とする機能
ポイント管理機能	クーポンサービス機能に係るクーポンの取得に使用可能なポイントの付与等を行う機能
店舗登録・検索機能	店舗情報等を登録することにより、その店舗情報等を検索可能なホームページを自動で生成する機能
備考	
1 当社は、クーポンサービス機能を利用している第6種ホスティング契約者から請求があったときに限り、ポイント管理機能を提供します。	

(2) 当社は、第6種ホスティング契約者から請求があったときは、附帯サービスに係る工事を行います。この場合、第6種ホスティング契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。

(3) (1)及び(2)に規定するほか、第6種ホスティングサービスに係る附帯サービスの提供に係るその他の提供条件については、第6種ホスティングサービスに準ずるものとします。

別記

2 削除



欄の規定を除きます。) の規定に該当するとき。

(6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。

の規定を除きます。) の規定に該当するとき。

(6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

5 第6種ホスティング契約に係るもの

5-1 適用

区分	内 容
(1) 利用料金の適用	<p>ア 当社は、1の料金月における接続要求件数及びデータベース登録件数（蓄積装置に保持しているデータベースへの登録件数をいいます。以下同じとします。）に基づき、5-2（料金額）に規定する定額利用料を適用します。</p> <p>イ 1の料金月における接続要求件数が10,000件以上となる場合は、基本額に加えて加算額を適用します。</p> <p>ウ 1の料金月におけるデータベース登録件数（その料金月における最大の値とします。）が1,000件以上となる場合は、基本額に加えて加算額を適用します。</p>
(2) 第6種ホスティングサービスに係る保証等	<p>ア 第6種ホスティングサービスに係る通信は、契約者回線等との間で行なうことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はN S P I X P等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>イ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のホスティングサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p>

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

5 削除

ウ 本欄のイの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第6種ホスティング契約者にお知らせします。

エ 当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（本欄のイの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。

オ 当社は、第6種ホスティング契約者が現に蓄積している電子メール及びホームページに係る情報について滅失、毀損、漏洩又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。

カ 当社は、第6種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ第6種ホスティング契約者に対し通知することなく、蓄積していた電子メール及びホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、電子メール及びホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。

(3) 接続要求件数等の測定

ア 第6種ホスティングサービスに係る接続要求件数は、第6種ホスティングサービスの蓄積装置に蓄積されるホームページに係る情報への要求数とし、当社の機器により測定します。

イ 第6種ホスティングサービスに係る配信数は、第6種ホスティングサービスの蓄積装置から配信されたショートメッセージ（SMS）の数（不達の場合を含みます。）とし、当社の機器により測定します。

(4) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い

当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は次のとおりとします。

ア 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ ア以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。

① 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

	<p><u>② 過去2か月間の実績を把握することができない場合</u>          機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<u>(5) 第6種ホスティング契約に係る割引の適用</u>	<p>ア 当社は、第6種ホスティング契約者（次に掲げる①の契約を当社と締結している者に限ります。以下この欄において同じとします。）からあらかじめ申出があった場合には、定額利用料について、5-2に規定する額から1契約ごとに4,000円（4,400円）（月額）を割引して適用します。</p> <p>① 第5種ホスティング契約          ② 第8種ホスティング契約</p> <p>イ 当社は、1の第6種ホスティング契約とアに掲げる①②のいずれかの1の契約との組合せごとに、1の割引を適用します。この場合において、1の第6種ホスティング契約と既に組合せを構成している契約は、新たに他の第6種ホスティング契約と組合せを構成することはできません。</p> <p>ウ 当社は、アに規定する割引について、次に掲げる日のいずれか遅い日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>（ア）第6種ホスティングサービスの提供を開始した日          （イ）アに掲げる①②の契約に係るいずれかのサービスの提供を開始した日          （ウ）アの申出を当社が受け付けた日</p> <p>エ 第6種ホスティング契約に係る割引の適用は、ホスティングサービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>オ 当社は、次のいずれかに該当する場合には、第6種ホスティング契約に係る割引を廃止します。</p> <p>（ア）第6種ホスティング契約の解除があったとき。          （イ）割引の組合せとなっているアに掲げる①②のいずれかの1の契約を解除又は譲渡したとき。          （ウ）第6種ホスティング契約者から第6種ホスティング契約に係る割引の廃止の申し出があったとき。</p> <p>カ オの規定により割引の廃止があった場合は、アに規定する割引について、その廃止日を含む料金月まで適用します。</p>

## 5－2 料金額

### 5－2－1 定額利用料

#### 月額

区分		単位	料金額
基本額		1の契約ごとに	10,000円（11,000円）
加算額 接続要求件数に係るもの	10,000件以上 100,000件未満の場合	1の契約ごとに	10,000円（11,000円）
	100,000件以上 の場合	100,000件までごとに	10,000円（11,000円）
	データベース登録件数に係るもの	1,000件以上 10,000件未満の場合	1の契約ごとに 10,000円（11,000円）
	10,000件以上の場合	10,000件までごとに	10,000円（11,000円）

### 5－2－2 付加機能利用料

区分		単位	料金額
承認機能付メール	第6種ホスティング契約者が現に蓄積しているホームページの情報の変更があった場合、メールでその変更を承認できる機能	1利用者識別符号ごとに月額	2,000円(2,200円)
メールアドレス(空メールアドレス)追加機能	第6種ホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスを追加できる機能	1メールアドレスごとに月額	1,000円(1,100円)
独自ドメインサービス利用機能	第6種ホスティング契約者が第6種ホスティングサービスに係る独自ドメイン名の登録又は変更ができる機能	1の独自ドメインごとに月額	10,000円(11,000円)
ショートメッセージ(SMS)配信機能	ショートメッセージ(SMS)を配信できる機能	料金	料金
	ショートメッセージ(SMS)を配信できる機能	1の契約ごとに月額	10,000円(11,000円)
	イ 算料	非指定型	配信数ごとに 15円(16.5円)
	指 定 型	指定型	配信数ごとに 17円(18.7円)

備考1	ショートメッセージ(SMS)配信機能には次の区分があります。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非指定型</td> <td>指定型以外のもの</td> </tr> <tr> <td>指定型</td> <td>ショートメッセージ(SMS)の送信元として第6種ホスティング契約者が指定する英数字を表示するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	非指定型	指定型以外のもの	指定型	ショートメッセージ(SMS)の送信元として第6種ホスティング契約者が指定する英数字を表示するもの
区分	内容						
非指定型	指定型以外のもの						
指定型	ショートメッセージ(SMS)の送信元として第6種ホスティング契約者が指定する英数字を表示するもの						

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

## 1 適用

区分	内容
(1)工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る工事費を合計して算定します。
(2)工事費の特例	<p>ア～ウ削除</p> <p>エ 第5種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と次に掲げる工事を同時に施工する場合、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次に掲げる工事に係る工事費の額は1の契約ごとに2,800円（3,080円）とします。</p> <p>（ア）メールアドレス数の追加に関する工事 （イ）メールセキュリティ機能に関する工事 （ウ）WAF追加に関する工事</p>

## 1 適用

区分	内容
(1)工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る工事費を合計して算定します。
(2)工事費の特例	<p>ア～ウ削除</p> <p>エ 第5種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と次に掲げる工事を同時に施工する場合、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次に掲げる工事に係る工事費の額は1の契約ごとに2,800円（3,080円）とします。</p> <p>（ア）メールアドレス数の追加に関する工事 （イ）メールセキュリティ機能に関する工事 （ウ）WAF追加に関する工事</p>

<p>オ 第6種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と次に掲げる工事を同時に施工する場合、2（工事費の額）及び第3表（附帯サービスに関する料金）の規定にかかわらず、次に掲げる工事に係る工事費の額は1の契約ごとに5,000円（5,500円）とします。</p> <p>（ア）承諾機能付メール配信機能に関する工事</p> <p>（イ）メールアドレス（空メールアドレス）追加機能に関する工事</p> <p>（ウ）削除</p> <p>（エ）削除</p> <p>（オ）料金表第3表に規定するクーポンサービス機能に関する工事</p> <p>（カ）料金表第3表に規定するポイント管理機能に関する工事</p> <p>（キ）料金表第3表に規定する店舗検索・管理機能に関する工事</p> <p>（ク）削除</p> <p>（ケ）削除</p> <p>カ 第8種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と次に掲げる工事を同時に施工する場合、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次に掲げる工事に係る工事費の額は1の契約ごとに7,000円（7,700円）とします。</p> <p>（ア）C P U及びメモリの追加に関する工事</p> <p>（イ）蓄積容量の増加に関する工事</p> <p>（ウ）当社のウイルスチェックサービス利用規約に規定する第7種契約の利用の開始に関する工事</p> <p>（エ）当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定する利用の開始に関する工事（タイプ6に係るものに限ります）</p> <p>（オ）当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定する隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事</p> <p>（カ）当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定するメール監査アーカイブ機能の利用の開始に関する工事</p> <p>（キ）当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定するメール監査アーカイブ機能の記憶装置の容量を追加する場合の工事</p> <p>（ク）W A F追加に関する工事</p>		<p>オ 削除</p> <p>カ 第8種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と次に掲げる工事を同時に施工する場合、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次に掲げる工事に係る工事費の額は1の契約ごとに7,000円（7,700円）とします。</p> <p>（ア）C P U及びメモリの追加に関する工事</p> <p>（イ）蓄積容量の増加に関する工事</p> <p>（ウ）当社のウイルスチェックサービス利用規約に規定する第7種契約の利用の開始に関する工事</p> <p>（エ）当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定する利用の開始に関する工事（タイプ6に係るものに限ります）</p> <p>（オ）当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定する隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事</p> <p>（カ）当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定するメール監査アーカイブ機能の利用の開始に関する工事</p> <p>（キ）当社のメールフィルタリングサービス利用規約に規定するメール監査アーカイブ機能の記憶装置の容量を追加する場合の工事</p> <p>（ク）W A F追加に関する工事</p>
--	--	---

## 2 工事費の額

ホスティングサービスの提供の開始、契約の区分の変更、メールアドレス数の追加利用によるメールアドレス数の追加、C P U及びメモリの追加、蓄積情報量の増加利用による蓄積情報量の増加、付加機能の利用開始若しくはその他の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

## 2 工事費の額

ホスティングサービスの提供の開始、契約の区分の変更、メールアドレス数の追加利用によるメールアドレス数の追加、C P U及びメモリの追加、蓄積情報量の増加利用による蓄積情報量の増加、付加機能の利用開始若しくはその他の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区分			単位	工事費の額
工事費	ア イ以外 に開 する 工事 の場 合	(ア)	削除	削除
			削除	削除
	(イ)～ (エ)	削除		
(オ) 第 5種ホ スティ ングサ ービス に開 する工 事の場 合	利用の開始に関する工事 の場合	1の工事ごとに	4,200円 (4,620円)	
	区分の変更に関する工事 の場合	1の工事ごとに	2,800円 (3,080円)	
	メールアドレス数の追加 に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,800円 (3,080円)	
	第5種ホスティ ングに係る記憶 装置への設定等 に関する工事の場 合	データ リスト アに開 する工 事の場 合	30,000円 (33,000円)	
	初期状 態設定 に開 する工 事の場 合	1の工事ごとに	16,000円 (17,600円)	

  

区分			単位	工事費の額
工事費	ア イ以外 に開 する 工事 の場 合	(ア)	削除	削除
			削除	削除
	(イ)～ (エ)	削除		
(オ) 第 5種ホ スティ ングサ ービス に開 する工 事の場 合	利用の開始に関する工事 の場合	1の工事ごとに	4,200円 (4,620円)	
	区分の変更に関する工事 の場合	1の工事ごとに	2,800円 (3,080円)	
	メールアドレス数の追加 に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,800円 (3,080円)	
	第5種ホスティ ングに係る記憶 装置への設定等 に関する工事の場 合	データ リスト アに開 する工 事の場 合	30,000円 (33,000円)	
	初期状 態設定 に開 する工 事の場 合	1の工事ごとに	16,000円 (17,600円)	

(カ) 第6種ホスティングサービスに関する工事の場合	Fromアドレス変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	0円 (0円)
	Fromアドレス変更以外かつ利用開始以外に関する工事の場合	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)
(キ) 第8種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	21,000円 (23,100円)
	CPU及びメモリの追加に関する工事の場合	1の追加工事ごとに	5,600円 (6,160円)
	蓄積できる容量の追加に関する工事の場合	1の追加工事ごとに	5,600円 (6,160円)
	DNSサーバを利用する際のドメイン名の登録(利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除きます。)、又は変更(ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。)に関する工事の場合	利用の開始に関する工事と同時に行なわれる工事の場合	1の工事ごとに 7,000円 (7,700円)
	上記以外に関する工事の場合	1の工事ごとに	8,400円 (9,240円)
	仮想専用蓄積装置への設定等に関する工事の場合	データリストアに関する工事の場合	45,000円 (49,500円)
	初期状態設定に関する工事の場合	1の工事ごとに	16,000円 (17,600円)

(カ)	削除		
(キ) 第8種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	21,000円 (23,100円)
	CPU及びメモリの追加に関する工事の場合	1の追加工事ごとに	5,600円 (6,160円)
蓄積できる容量の追加に関する工事の場合	蓄積できる容量の追加に関する工事の場合	1の追加工事ごとに	5,600円 (6,160円)
	DNSサーバを利用する際のドメイン名の登録(利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除きます。)、又は変更(ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。)に関する工事の場合	利用の開始に関する工事と同時に行なわれる工事の場合	1の工事ごとに 7,000円 (7,700円)
上記以外に関する工事の場合	上記以外に関する工事の場合	1の工事ごとに	8,400円 (9,240円)
	仮想専用蓄積装置への設定等に関する工事の場合	データリストアに関する工事の場合	45,000円 (49,500円)
初期状態設定に関する工事の場合	初期状態設定に関する工事の場合	1の工事ごとに	16,000円 (17,600円)

イ 付加機能に関する工事の場合	(ア) (イ)から(ケ)まで以外の工事の場合	1の契約ごとに 1,000円 (1,100円)	
	(イ) 削除	削除	削除
	(ウ) <u>承諾機能付メール配信機能に関する工事の場合</u>	<u>1の工事ごとに</u> <u>5,000円</u> <u>(5,500円)</u>	
	(エ) <u>メールアドレス(空メールアドレス)追加機能に関する工事の場合</u>	<u>1の工事ごとに</u> <u>5,000円</u> <u>(5,500円)</u>	
(オ) <u>独自ドメインサービス利用機能に関する工事の場合</u>	<u>利用の開始に関する工事の場合</u>	<u>1の工事ごとに</u> <u>10,000円</u> <u>(11,000円)</u>	
	<u>上記以外に関する工事の場合</u>	<u>1の工事ごとに</u> <u>5,000円</u> <u>(5,500円)</u>	
	(カ) <u>ショートメッセージ(SMS)配信機能に関する工事の場合</u>	<u>1の工事ごとに</u> <u>50,000円</u> <u>(55,000円)</u>	

イ 付加機能に関する工事の場合	(ア) (イ)から(ケ)まで以外の工事の場合	1の契約ごとに 1,000円 (1,100円)	
	(イ) 削除	削除	削除
	(ウ) ~ (カ) 削除	削除	削除

第3表 附帯サービスに関する料金

第4 クーポンサービス機能に係る料金

1 適用

区分	内 容
クーポンサービス機能に係る料金の適用	クーポンサービス機能に係る料金は、そのクーポンサービス機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用します。 ただし、クーポンサービス機能の提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月に含まれる場合は、その料金月においてクーポンサービス機能に係る料金を適用します。

2 料金額

月額

区分	単 位	料 金 額
クーポンサービス機能	1の契約ごとに	10,000円(11,000円)

3 工事費

区分	単 位	料 金 額
クーポンサービス機能工事費	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)

第3表 附帯サービスに関する料金

第4 削除

## 第5 ポイント管理機能に係る料金

### 1 適用

区分	内 容
ポイント管理機能に係る料金の適用	<p>ア 当社は、1の料金月におけるデータベース登録件数（その料金月における最大の値とします。）に基づき、ポイント管理機能に係る料金を適用します。</p> <p>イ ポイント管理機能に係る料金は、そのポイント管理機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ただし、ポイント管理機能の提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月に含まれる場合は、その料金月においてポイント管理機能に係る料金を適用します。</p>

### 2 料金額

#### 月額

区分	単 位	料 金 額
ポイント管理機能	ポイント管理機能に係るデータベース登録件数10,000件までごとに	10,000円(11,000円)

### 3 工事費

区分	単 位	料 金 額
ポイント管理機能工事費	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)

## 第5 削除

## 第6 店舗登録・検索機能に係る料金

### 1. 適用

区分	内 容
店舗登録・検索機能に係る料金の適用	<p>ア 当社は、1の料金月におけるデータベース登録件数（その料金月における最大の値とします。）に基づき、店舗登録・検索機能に係る料金を適用します。</p> <p>イ 店舗登録・検索機能に係る料金は、その店舗登録・検索機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ただし、店舗検索・管理機能の提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月に含まれる場合は、その料金月において店舗検索・管理機能に係る料金を適用します。</p>

### 2. 料金額

月額

区分	単位	料金額
店舗登録・検索機能	店舗登録・検索機能に係るデータベース登録件数50件までごとに	10,000円(11,000円)

### 3. 工事費

区分	単位	料金額
店舗登録・検索機能工事費	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)

## 第6 削除